新潟県ロゲイニング協会　規約

（名称）

第1条　本会は、新潟県ロゲイニング協会と称する。英語表記は NIIGATA ROGAINING ASSOCIATION　（略称　NRA）とする。

（事務所）

第2条　本会の主たる事務所は、新潟県三条市北入蔵 2-12-4 に置く。

第3条　本会の従たる事務所は、新潟県新潟市に置く。

（目的）

第4条　本会は、新潟県におけるロゲイニング活動を統括する団体としてロゲイニングの健全なる普及発展を図り、もって新潟県民の健康・体力づくり及びクオリティオブライフの向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第5条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1) 大会、講習会、研究会などの開催
2) 新潟県内外のロゲイニング愛好者、ロゲイニングクラブ、およびロゲイニング関係機関との連絡協調
3) その他、本会の目的を達成するに必要と認められる事業

（役員）

第6条　本会には、次の役員を置く。

1) 会　　長　1 名
2) 副 会 長　1 名
3) 事務局長　1 名
4) 監　　査　1 名

第7条　本会の役員は総会において推挙し、決定する。

2　会長は本会を代表し、会務を掌理する。

3　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4　事務局は貝の関連事項を統括、処理し、金銭の管理を行う。

5　監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。

第8条　本会に、顧問を置くことができる。

第9条　役員に、報酬を支出することができる。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2　役員は、その人気が満了した場合といえども、後任が就任するまでその職務を行う。

（会議）

第11条　総会は、会員をもって構成し、会長の招集により年に 1 回開催する。但し会長または役員会が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。

2　総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもっ

て議決する。但し賛否が同数の場合は、議長が定める。

3　総会に付議される事項は次の通りとする。

1) 予算および決算

2) 事業計画

3) 役員の改選

4) 規約の改正

5) その他の重要事項

4　総会の議長は、会長とする。但し、会長が欠席の場合は他の役員がこれを代行する。

第12条　役員会は、会長、副会長、事務局長、監査、その他の役員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

（入会および退会）

第13条　入会および退会を希望する者は、事務局にその旨を書面にて提出し、役員会の承認をもってこれを認める。

（会員）

第14条　本会の役員は、本会の目的に賛同した個人および団体とする。

第15条　会員は、別に定める会員を納めなければならない。また一度納入された会費は、いかなる場合も返還されない。

第16条　会員が、次の各号の一つに該当する場合には、役員会において審議し、2 分の 1 の賛同を経て、会長がこれを退会させることができる。

1) 本会の規約、または規則に違反したとき

2) 本会の名誉を著しく傷つけたとき

3) 本会の会員として不適格な言動があったとき

4) 会費を 2 年以上滞納したとき

（会計）

第17条　本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1) 会　　費

2) 寄 付 金

3) 事業収入

4) 預金利息

5) そ の 他

第18条　本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（規約の改正）

第19条　本会の規約は、総会の議決により改正することができる。

（補則）

第20条　本会規約の試行に関し、必要な事項は会長が別にこれを定める。

附則

本会の規約は、平成 27 年 5 月 27 日より施行する。